学校旅行総合保険の約款

学校旅行総合保険普通保険約款、特約

ご契約者の皆様へ

このたびは東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)の学校旅行総合保険をご契約いただきありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、弊社の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。なお、ご契約者と被保険者(保険の対象となる方、保険の補償を受けられる方)が異なる場合は内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。





● ご 注 意 ●

- 1. 保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。金融機関での口座振替・請求書(銀行等での振込み)により払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。
- 2. ご契約手続きから 1 か月を経過しても保険証券または保険契約証が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、保険証券または保険契約証の番号、保険の種類、保険期間(保険のご契約期間)および代理店名等をご連絡願います。
- 3. ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

● 代理店の役割 ●

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

ご契約の代理店はご契約者の皆様のご契約状況を常に承知いたしております。ご契約内容についてのお問い合わせ等はご契約の代理店または弊社にお申し出ください。

●目 次●

●この約款・特約に記載されている「午後12時」とは24時間表記でいう24時をさします。

学校旅行総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定 義によります。

我によりる	N 9 0
用語	定義
医学的他	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査
党所見	等により認められる異常所見をいいます。
海外旅行	旅行(*1)の目的地が日本国内のみのもの以外
	の旅行をいいます。
	(*1) 学校の教育活動の一環として実施される修
	学旅行、遠足、林間学校および臨海学校等の
	旅行のうち保険証券に記載されたものをいい
	ます。以下この章および第4章基本条項に
	おいて同様とします。
危険	傷害、疾病、損害または費用の発生の可能性をい
心內	
(())	います。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、
	被保険者の身体に残された症状が将来においても
	回復できない機能の重大な障害に至ったものまた
	は身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書
口刈事块	の記載事項とすることによって当会社が告知を求
	めたものをいいます。(*1)
	(*1)他の保険契約等に関する事項を含みます。
国内旅行	旅行の目的地が日本国内のみの旅行をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族を
17035	いいます。
責任期間	ア. 第2章旅行参加者条項における責任期間は、
貝山州间	保険期間中で、かつ、被保険者(*1)が旅
	行の目的をもって住居を出発してから住居に
	1]の日的でもつく住店で山光してから住店に
	帰着するまでの旅行行程中をいいます。
	1. 第3章学校条項における責任期間は、保険期
	間中で、かつ、旅行参加者(*2)が旅行の
	目的をもって住居を出発してから住居に帰着
	するまでの旅行行程中をいいます。
	(*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。以下
	第4章基本条項において同様とします。
	(*2) 保険証券記載の旅行に参加する者をいいま
	す。以下第4章基本条項において同様としま
	す。以下分4 早至4未頃に0001 (回像と05)
/IL	
他の保険	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が
契約等	同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが
	事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍
	上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程
	度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
不厌为旧	小

第2章 旅行参加者条項

第1節 傷害担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、国内旅行の場合において、被保険者(*1) が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故(*2)によっ てその身体に被った傷害に対して、この節および第4章 基本条項の規定に従い保険金(*3)を支払います。
- (2) 当会社は、海外旅行の場合において、被保険者が責任期間中に事故によってその身体に被った傷害に対して、この 節および第4章基本条項の規定に従い保険金(*4)を支 払います。
- (3)(1)および(2)の傷害には、身体外部から有毒ガスま たは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した 場合に急激に生ずる中毒症状(*5)を含みます。

- (4)(1)の傷害には、日射または熱射によって生ずる熱中 症を含みます。
- (*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節におい て以下同様とします。
- (*2) この節において以下「事故」といいます。
- (*3) 死亡保険金、後遺障害保険金および入院特別保険金 をいいます。
- (*4) 死亡保険金、後遺障害保険金および治療費用保険金 をいいます。
- (*5) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒 症状を除きます。

第2条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、下表に掲げる事由によって生じた傷害に対し ては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失。ただし、 払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ③ 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険 金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、
- 保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限 ります。
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。た だし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷 害に限ります。 7. 法令に定められた運転資格(*1)を持たないで自
 - 動車等を運転している間 イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状
 - 態で自動車等を運転している間
 - り、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*2) シンナー等 (*3) を使用した状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金 を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- 対機保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし 外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、 会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである 場合には、保険金を支払います。
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 乱その他これらに類似の事変または暴動(*4)
- ⑩ 核燃料物質 (*5) もしくは核燃料物質 (*5) によって 汚染された物(*6)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはこれらの特性による事故
- ① ②もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(*7)、腰痛その他 の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足 りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原 因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。
- (*1) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (*2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物を いいます。
- (*3) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令 で定めるものをいいます。
- (*4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国ま たは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維 持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*5) 使用済燃料を含みます
- (*6) 原子核分裂生成物を含みます。
- (*7) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由 によって生じた傷害に対しても、保険金を支払いません。

① | 地震、噴火または津波

①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて生じた事故

第4条(死亡保険金の支払)

当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1) または(2)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、 死亡・後遺障害保険金額(*1)の全額(*2)を死亡保険 金としてその被保険者の法定相続人に支払います。

(*1) 保険証券記載のその被保険者の死亡・後遺障害保険 金額をいいます。この節において以下同様とします。

(*2) その被保険者について、既に支払った後遺障害保険 金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支 払った金額を控除した残額とします。

第5条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1) または(2)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保险会に 険金としてその被保険者に支払います。

死亡・後遺障 害保険金額 ※ 開表 1 に掲げる各等級の後遺 障害に対する保険金支払割合 | 後遺障害保

(2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日 からその日を含めて 180日を超えてなお治療(*1)を必要とする状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日 からその日を含めて 181 日目における医師(*2)の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算 出した額を後遺障害保険金として支払います。 (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障

害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められる ものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその 相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、 当会社は、保険金額に下表の保険金支払割合を乗じた額を 後遺障害保険金として支払います。

① 別表 1 の第 1 級から第 5 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級 上位の等級に対する保険金支払割合

①以外の場合で、別表 1 の第 1 級から第 8 級までに掲 げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該 当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

①および②以外の場合で、別表 1 の第 1 級から第 13 級 |までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺 障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対する保険金支 払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支 払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない 場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等

級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条(1) または(2) の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表 1 に掲げる加重後の 既にあった後遺障害 適用する等級 に対 ラス割合 に対する保険金支払割合 する保険金支払割合

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払う べき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺 障害保険金額をもって限度とします。ただし、第6条(後 遺障害保険金の追加支払)の規定に基づいて支払う保険金 の額については、この規定は適用しません。

(*1) 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。この節において以下同様とします。

(*2) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の 医師をいいます。この節において以下同様とします。

第6条(後遺障害保険金の追加支払)

当会社は、第5条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保 険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった 第1条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の傷害を被っ た日からその日を含めて180日を経過し、かつ、その被保 険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後 遺障害保険金の額の 50%に相当する額を追加してその被保 険者に支払います。

第7条(入院特別保険金の支払)

(1) 当会社は、国内旅行の場合において、被保険者が第 1 条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として医師の指示に基づき病院または診療所に入院(*1)した期間(*2)に対し、下表の区分に従って 入院特別保険金をその被保険者に支払います。

		が月以上の場合	10 万円
2	入院期間 3	3 か月以上 6 か月未満の場合	5万円
		週間以上3か月未満の場合	3 万円
4	入院期間 1	週間未満の場合	1 万円

- (2) 入院期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器 の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師によ り「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体へ の処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付と してされたものとみなされる処置(*3)であるときには、 その処置日数を含みます。
- (3) 被保険者が入院期間中さらに入院特別保険金の支払を受 けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複し ては入院特別保険金を支払いません。

(*1) 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に 入り、常に医師の管理下において治療に専念すること をいいます。この節において以下同様とします。 (*2) この節において以下「入院期間」といいます。

(*3) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関 係各法の適用があれば、医療の給付としてされたもの とみなされる処置を含みます。

第8条(治療費用保険金の支払)

- (1) 当会社は、海外旅行の場合において、被保険者が第 1 条(保険金を支払う場合)(2)の傷害を被り、その直接 の結果として、医師の治療を必要としたときは、下表に掲 げる金額を治療費用保険金としてその被保険者に支払いま す。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日 以内に必要とした費用に限ります。
- 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出 した金額
 - ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費お よび医療器具使用料
 - ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
 - I. 職業看護師(*1)費。ただし謝金および礼金は含 みません。
 - オ. 病院または診療所の入院費
 - カ. 入院による治療を必要とする場合において、病院も しくは診療所が遠隔地にあるかまたはベッドが空い ていない等やむを得ない事情により、宿泊施設(*2) の室内で資格を有する医師の治療を受けたときの宿 泊施設の客室料
 - 1. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送 するための緊急移送費
 - ク. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないかまたは その病院もしくは診療所での治療が困難なため、他の 病院もしくは診療所へ移転するための移転費(*3)。 ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場 合には、これにより負担を免れるその被保険者の帰 国のための運賃はこの費用の額から控除します。

- ② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうちその被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害について①の金額の10%に相当する金額または20万円のうちいずれか低い金額をもって限度とします。
 - 7. 入院のための交通費
 - 4. 治療のために必要な通訳雇入費
 - ウ. 国際電話料等通信費
 - I. 入院に必要な身の回り品購入費(*4)
- (2)(1)の治療費用保険金の支払は、1事故に基づく傷害について保険証券記載のその被保険者の治療費用保険金額をもって限度とします。
- (3)他の保険契約等がある場合において、支払責任額(*5) の合計額が、(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、 下表に掲げる額を治療費用保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保 この保険契約の支払責任額(*5) 険金または共済金が支 払われていない場合
- ②他の保険契約等から保(1)の費用の額から、他の保険 険金または共済金が支契約等から支払われた保険金また 払われた場合 は共済金の合計額を差し引いた残 額。ただし、この保険契約の支払 責任額(*5)を限度とします。
- (*1) 医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。 (*2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。 この節において以下同様とします。
- (*3) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。
- (*4) 3万円を限度とします。
- (*5) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき治療費用保険金または共済金の額をいいます。

第9条(保険金の削減払)

被保険者が別表 2 に定める運動等を行っている間に被った 第 1 条 (保険金を支払う場合) (1) または (2) の傷害に対 し、保険契約者があらかじめ割増保険料 (*1) を支払って いない場合は、当会社は、次の算式によって買出した割合に より保険金を削減して支払います。ただし、保険金を削減し て支払うのはその被保険者の被った傷害に限ります。

領収した保険料

領収した保険料 + 割増保険料(*1)

(*1) 別表2に定める運動等に対応する割増保険料をいいます。

第10条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明となってからまたは遭難してからその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が発見されない場合は、航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条(他の傷害または疾病の影響)

- (1) この保険契約の保険金支払対象とならない傷害または疾病の影響によって保険金を支払うべき傷害の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠りまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条 (事故の通知)

(1) 被保険者が第 1 条 (保険金を支払う場合) (1) または (2) の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を

求めたときは、これに応じなければなりません。

(2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3)(1) および(2) の場合において、保険契約者、被保険 者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有 無および内容(*1) について、遅滞なく当会社に通知し

なければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1) から(3) までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)、(3) もしくは(4)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第13条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、 それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時。ただし、第6条(後遺障害保険金の追加支払)に規定する追加支払については、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時とします。
- ③ 入院特別保険金については、被保険者が第7条(入院特別保険金の支払)(1)の入院が終了した時または入院期間が6か月以上となった時のいずれか早い時
- ④ 治療費用保険金については、被保険者が医師の治療を必要としなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払 を請求する場合は、保険金請求書および下表に掲げる書類 のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 死亡保険金請求の場合
 - ア. 当会社の定める傷害状況報告書
 - イ.公の機関(*1)の事故証明書
 - ウ. 死亡診断書または死体検案書
 - I. 被保険者の戸籍謄本
 - オ. 被保険者の法定相続人の戸籍謄本
 - カ. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書
 - *. その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- ② 後遺障害保険金請求の場合
 - 7. 当会社の定める傷害状況報告書
 - 1. 公の機関 (*1) の事故証明書
 - ウ. 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - I. 被保険者の印鑑証明書
 - t. その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。

- ③ 入院特別保険金請求の場合
 - ア. 当会社の定める傷害状況報告書
 - 1. 公の機関 (*1) の事故証明書
 - ウ. 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - I. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - オ. 被保険者の印鑑証明書
 - か. その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- ④ 治療費用保険金請求の場合
 - 7. 当会社の定める傷害状況報告書
 - 1. 公の機関 (*1) の事故証明書
 - り. 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - I. 第8条(治療費用保険金の支払)(1)の表の費用の 支払を証明する領収書
 - オ. 被保険者の印鑑証明書
 - カ. その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- (3)被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (4)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*2)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族(*3)のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*2)または②以外の親族(*3)のうち3親等内の者
- (5)(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。 (6)当会社は、事故の内容、傷害の程度または損害の額等に
- (6) 当会社は、事故の内容、傷害の程度または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) および (3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)、 (3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、 もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した 場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額 を差し引いて保険金を支払います。
- (*1) 学校を含みます。やむを得ない場合には、第三者と します。
- (*2)第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定 にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (*3) 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定 にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- 第14条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)
- (1) 当会社は、第12条(事故の通知)の規定による通知または第13条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診

断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(*1)のために必要とした費用(*2)は、当会社が負担します。
- (*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認すること をいいます。
- (*2) 収入の喪失を含みません。

第15条(代位)

- (1) 当会社が死亡保険金、後遺障害保険金または入院特別保 険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定 相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償 請求権は、当会社に移転しません。
- (2) 第8条(治療費用保険金の支払)(1)の表の費用について、被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその費用に対して治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。
- ① 当会社が、被保険者また 被保険者またはその法定相続はその法定相続人が負担 人が取得した債権の全額した第8条(1)の表の費用全額を治療費用保険
- ② ①以外の場合

金として支払った場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、治療費用保険金が支払われていない被保険者またはその法定相続人被保険者また。8条(1)の表の費用の額を差し引いた額

- (3)(2)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保 険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会 社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険契約者、被保険者および被保険者の法定相続人は、 当会社が取得する(2) または(3) の債権の保全および 行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書 類の入手に協力しなければなりません。このために必要な 費用は、当会社の負担とします。
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の 求償権を含みます。

第2節 海外疾病死亡危険担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、海外旅行の場合において、被保険者(*1) が疾病(*2)によって死亡し、その死亡が下表の場合の いずれかに該当したときは、この節および第4章基本条 項の規定に従い疾病死亡保険金を支払います。
- ①責任期間中に死亡した場合
- ② 次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した 日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただ し、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師(*3) の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を 受けていた場合に限ります。
 - P. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。
- ③ 責任期間中に感染した別表 3 に掲げる感染症(*4)を 直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含 めて 30 日以内に死亡した場合
- (2)(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、 治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (3)(1)の規定にかかわらず、当会社は、下表に掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。
- ① 当会社が第 1 節傷害担保条項により保険金を支払うべき 傷害に起因する疾病
- ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病
 - (*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節におい

て以下同様とします。

- (*2) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。この節 において以下同様とします。
- (*3) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の
- 医師をいいます。この節において以下同様とします。 (*4) 被保険者が死亡した時点において規定する感染症を いいます。

第2条(疾病死亡保険金を支払わない場合)

当会社は、下表に掲げる事由によって生じた疾病死亡に対 しては、疾病死亡保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 疾病死亡保険金を受け取るべき者の故意または重大な過 失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者 が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、 疾病死亡保険金を支払わないのはその被保険者の疾病死亡に限ります。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*1)
- ⑤ 核燃料物質(*2)もしくは核燃料物質(*2)によって 汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはこれらの特性による事故
- ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (*1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維 持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*2) 使用済燃料を含みます。 (*3) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (疾病死亡保険金の支払)

当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1) の表に該当した場合は、保険証券記載のその被保険者の疾病 死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金としてその被保険者の 法定相続人に支払います。

第4条(疾病死亡の通知)

- (1) 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の疾病によって死亡した場合は、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者は、死亡した日からその日を含めて 30日以内に疾病の発病の状況および経過を当会社に通知 しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診 断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応 じなければなりません。
- (2) 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正 当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通 知もしくは説明につき知っている事実を告げずもしくは事実 と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会 社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条 (疾病死亡保険金の請求)

- (1)疾病死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保 険者が死亡した時から発生し、これを行使することができ るものとします。
- (2)疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の支 払を請求する場合は、保険金請求書および下表に掲げる書 類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① | 死亡診断書または死体検案書
- ② 被保険者の戸籍謄本
- ③ 被保険者の法定相続人の戸籍謄本
- ④|被保険者の法定相続人の印鑑証明書
- 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したこと を証明する医師の診断書

- ⑥ その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払 時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠く ことのできない書類または証拠として保険契約締結の際 に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- (3) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の②に定める死 亡の場合には、(2) に掲げる書類のほか、死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後 48 時間以内に発 病したことおよびその疾病について、責任期間終了後 48 時 間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引 き続き医師の治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生 時期を証明する医師の診断書を提出しなければなりません。
- (4)疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2)および(3)の書類 のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証 明書を提出しなければなりません。
- (5) 当会社は、疾病の程度等に応じ、保険契約者または疾病 死亡保険金を受け取るべき者に対して、(2)から(4)までに掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合 には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、 必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2) から(5)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくは その書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、 当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引 いて疾病死亡保険金を支払います。

第6条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第4条(疾病死亡の通知)の規定による通 知または第5条(疾病死亡保険金の請求)の規定による 請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他疾病死亡保 険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者また は疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定す る医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提 出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案(*1) のため に必要とした費用(*2)は、当会社が負担します。 (*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認すること
- をいいます。
- (*2) 収入の喪失を含みません。

第7条(代位)

当会社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保 険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有 する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第3節 海外疾病治療費用担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、海外旅行の場合において、被保険者(*1) が下表の場合のいずれかに該当したときは、この節および 第4章基本条項の規定に従い疾病治療費用保険金を支払
- ① 次に掲げる疾病(*2)を直接の原因として責任期間終 了後 48 時間を経過するまでに医師(*3)の治療を開 始した場合

ア. 責任期間中に発病した疾病

- 1. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただ し、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに 限ります。
- ② 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症(*4)を 直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含 めて14日を経過するまでに医師の治療を開始した場合
- (2)(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、 治療を開始した時期等は、医師の診断によります。 (3)(1)の規定にかかわらず、当会社は、下表に掲げる疾
- 病の治療に必要とした費用に対しては、疾病治療費用保険 金を支払いません。

- ① 当会社が第 1 節傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
- ②妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病
- (*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。
- (*2) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。この節において以下同様とします。
- (*3)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の 医師をいいます。この節において以下同様とします。
- (*4)被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

第2条(疾病治療費用保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、下表に掲げる事由によって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大 な過失。ただし、その者が疾病治療費用保険金の一部の 受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者 が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、 疾病治療費用保険金を支払わないのはその被保険者の 被った疾病に限ります。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*1)
- ⑤ 核燃料物質(*2)もしくは核燃料物質(*2)によって 汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④および⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ① ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(*4)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、疾病治療費用保険金を支払いません。
- (*1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*2) 使用済燃料を含みます。
- (*3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (*4) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条 (疾病治療費用保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第 1 条 (保険金を支払う場合)(1) の表に該当した場合は、下表に掲げる金額を、疾病治療費用保険金としてその被保険者に支払います。ただし、医師の治療を開始した日(*1)からその日を含めて 180 日以内に必要とした費用に限ります。

- ① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
 - 7. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
 - I. 職業看護師(*2)費。ただし謝金および礼金は含みません。
 - 1. 病院または診療所の入院費
 - か. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあるかまたはベッドが空いていないなどやむを得ない事情により、宿泊施設(*3)の室内で資格を有する医師の治療を受けたときの宿泊施設(*3)客室料
 - キ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
 - 5.病院もしくは診療所に専門の医師がいないかまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なため、他の病院もしくは診療所へ移転するための移転費(*4)ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場合には、これにより負担を免れるその被保険者の帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
- ② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうちその被保険者が現実に支出した金額。ただし、1 疾病(*5)について①の金額の10%に相当する金額または20万円のうちいずれか低い金額をもって限度とします。
 - ア. 入院のための交通費
 - イ. 治療のために必要な通訳雇入費
 - ウ. 国際電話料等通信費
 - I. 入院に必要な身の回り品購入費 (*6)
- (2)(1)の疾病治療費用保険金の支払は、1疾病(*5)について保険証券記載のその被保険者の疾病治療費用保険金額をもって限度とします。
- (*1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病 の治療を開始した日をいいます。
- (*2) 医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。
- (*3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。 この節において以下同様とします。
- (*4)治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。
- (*5) 合併症および続発症を含みます。

(*6) 3万円を限度とします。

第4条(他の傷害または疾病の影響)

- (1) この保険契約の保険金支払対象とならない傷害または疾病の影響によって疾病治療費用保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠りまたは保険契約者もしくは疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条(保険金を支払う場合)(1)の疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第5条(発病の通知)

- (1)被保険者が発病した場合は、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、(1) および (2) のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2) もしくは(3) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払 を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条 (疾病治療費用保険金の請求)

- (1) 疾病治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が医師の治療を必要としなくなった時または医師の治療を開始した日(*1)からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が疾病治療費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 責任期間中または責任期間終了後 48 時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後 48 時間を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書
- ② 責任期間中に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書
- ③ 第3条 (疾病治療費用保険金の支払)(1)の表の①および②の費用の支払を証明する領収書

④ 被保険者の印鑑証明書

- ⑤ その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- (3) 被保険者が疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2) の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (4) 被保険者に疾病治療費用保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、疾病治療費用保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として疾病治療費用保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*2)

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に疾病治療費用保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族(*3)のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に疾病治療費用保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*2)または②以外の親族(*3)のうち3親等内の者
- (5) (4) の規定による被保険者の代理人からの疾病治療費 用保険金の請求に対して、当会社が疾病治療費用保険金を 支払った後に、重複して疾病治療費用保険金の請求を受け たとしても、当会社は、疾病治療費用保険金を支払いませ か。
- ん。
 (6) 当会社は、疾病の程度等に応じ、保険契約者または被保 険者に対して、(2) および(3) に掲げるもの以外の書類 もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求 めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類 または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければな

りません。

- (7)保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。
- (*1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病 の治療を開始した日をいいます。
- (*2) 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定 にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (*3) 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定 にかかわらず、法律上の親族に限ります。

第7条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第5条(発病の通知)の規定による通知または第6条(疾病治療費用保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他疾病治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- は死体検案書の提出を求めることができます。(2)(1)の規定による診断または死体の検案(*1)のために必要とした費用(*2)は、当会社が負担します。
- (*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認すること をいいます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、支払責任額(*1)の合計額が、費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を疾病治療費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保 この保険契約の支払責任額(*1) 険金または共済金が支 払われていない場合
- ②他の保険契約等から保費用の額から、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた保険金または共済金が支払われた場合 済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。
- (*1)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき疾病治療費用保険金または共済金の額をいいます。

第9条(代位)

- (1) 第3条 (疾病治療費用保険金の支払)(1) の表の費用について、被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその費用に対して疾病治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。
- ① 当会社が、被保険者ま 被保険者またはその法定相続人たはその法定相続人が取得した債権の全額負担した第3条(1)の表の費用全額を疾病治療費用保険金として

支払った場合 ② ①以外の場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、疾病治療費用保険金が支払われていない被保険者またはその法定相続人が負担した第3条(1)の表の費用の額を差し引いた額

- (2)(1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および被保険者の法定相続人は、 当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および 行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書

類の入手に協力しなければなりません。このために必要な 費用は、当会社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の 求償権を含みます。

第4節 個人賠償責任担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、保険証券記載の被保険者の行為により責任期 間中に生じた偶然な事故(*1)による、他人の身体の障 書(*2)または他人の射物の損壊(*3)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって 被った損害に対して、この節および第4章基本条項の規定に従い個人賠償責任保険金を支払います。

(2)(1)における被保険者は、保険証券記載の被保険者を いいます。ただし、保険証券記載の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者またはその他の法定の監督 義務者をいいます。この節において以下同様とします。

(*1) この節において以下「事故」といいます。 (*2) 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。この 節において以下同様とします。

(*3) 財物の滅失、汚損もしくは損傷をいいます。この節において以下同様とします。

第2条(個人賠償責任保険金を支払わない場合-その1) 当会社は、下表に掲げる事由によって生じた損害に対して は、個人賠償責任保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、 乱その他これらに類似の事変または暴動 (*1)

③ 核燃料物質(*2)もしくは核燃料物質(*2)によって 汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはこれらの特性による事故

④ ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれら |に伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(*1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国ま たは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維 持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*2) 使用済燃料を含みます。

(*3) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条(個人賠償責任保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金 を支払いません。

① |被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用ま たは管理に起因する損害賠償責任

③ 被保険者の使用人が被保険者の事業もしくは業務に従事 中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、 被保険者が家事使用人として使用する者については、こ の規定は適用しません。

被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある 場合において、その約定によって加重された損害賠償責

|被保険者と同居する親族(*1)および旅行行程を同じ くする親族に対する損害賠償責任

⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担 する損害賠償責任。ただし、ホテル等の宿泊施設(*2) の客室(*3)に与えた損害または旅行用品の賃貸業者 から借り入れた旅行用品に与えた損害については、この 規定は適用しません。

⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

被保険者または被保険者の指図による暴行もしくは殴打 に起因する損害賠償責任

⑨ 航空機、船舶(*4)、車両(*4)、銃器(*5)の所有、 使用または管理に起因する損害賠償責任

(*1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

(*2) 居住施設を除きます。

(*3) 客室内の動産を含みます。

(*4) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(*5) 空気銃を除きます。

第4条(個人賠償責任保険金を支払わない場合-その3)

当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由 によって生じた損害に対しても、個人賠償責任保険金を支払 いません。

① 地震、噴火または津波

①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて生じた事故

第5条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、下表に掲げ るものに限ります。

① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金

- ② 第 1 条 (保険金を支払う場合) (1) の事故が発生した場 合において、被保険者が第7条(事故の発生)(1)の表 の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使、 その他損害の発生または拡大を防止するために必要また は有益な費用
- ②の損害の発生または拡大を防止するために必要または 有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に 損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ当会社の書 面による同意を得た費用
 ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟

費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要 <u>とした費用</u>

⑤ 第8条(当会社による解決)に規定する当会社による損 害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した 費用

第6条(個人賠償責任保険金の支払額)

当会社が支払うべき個人賠償責任保険金の額は、下表の金 額の合計額とします。

- ① 1回の事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額(*1)を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、個人賠償責任保険金額(*2) を支払の限度とします。
- 第5条 (支払保険金の範囲) の表の②から⑤までに規定する費用については、その全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が個人賠償責任保険金額を超さる場合は、個人 賠償責任保険金額の同条の表の①の損害賠償金に対する 割合によってこれを支払います。
- (*1) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く 金額をいいます。
- (*2) 保険証券記載のその被保険者の個人賠償責任保険金 額をいいます。この節において以下同様とします。

第7条(事故の発生)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故により他人 の身体の障害または他人の財物の損壊が発生したこ 知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げ る事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業 事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場 合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含 めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けた場合は
- その内容を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。 ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、 その権利の保全または行使について必要な手続をとるこ と、その他損害の発生および拡大を防止するために必要 ないっさいの手段を講ずること。

- ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることを妨げません。
- ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。
- ⑤ 他の保険契約等の有無および内容(*1)について遅滞なく当会社に通知すること。 ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類また
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、下表の金額をそれぞれ控除して個人賠償責任保険金の支払額を決定します。
- ① (1) の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それ によって当会社が被った損害の額
- ② (1) の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ③ (1) の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと 認められる額
- (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払 を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条(当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条(個人賠償責任保険金の請求)

- (1) 個人賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が個人賠償責任保険金の支払を受けようとする場合は、保険金請求書および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 示談書その他これに代わるべき書類
- ③ 損害を証明する書類
- ④ 損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
- ⑤ その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払時期)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3) の規定に違反した場合または(2) もしくは(3) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて個人賠償責任保険金を支払います。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)他の保険契約等がある場合において、支払責任額(*1) の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、下表に 掲げる額を個人賠償責任保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保 この保険契約の支払責任額(*1) 険金または共済金が支 払われていない場合

- ② 他の保険契約等から保 損害の額から、他の保険契約等 険金または共済金が支 から支払われた保険金または共 払われた場合 済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責 任額 (*1)を限度とします。
- (2)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(*2)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(*2)を差し引いた額とします。
- (*1)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき個人賠償責任保険金または共済金の額をいいます。
- (*2) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く 金額をいいます。

第11条 (代 位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して個人賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全 被保険者が取得した債権の全額額を個人賠償責任保険金として支払った場合
 - ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、個人賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2)(1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。 (3)保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の 求償権を含みます。

第12条(先取特権)

- (1)被害者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、個人賠償責任保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
- ③ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合 ④ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、
- ④ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、 当会社が被保険者に個人賠償責任保険金を支払うことを 被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支 払う場合。

ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(*1)は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) の表の①または④の規定により被保険者が当会社に対して個人賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (*1) 第5条 (支払保険金の範囲) の表の②から⑤までの 費用に対する保険金請求権を除きます。

第5節 救援者費用等担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者(*1) が下表に掲げる場合のいず

れかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または その被保険者の法定相続人が負担した費用を、この節およ び第4章基本条項の規定に従い、救援者費用保険金とし てその費用の負担者に支払います。

① 責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(*2) によって被保険者の生死が確認できない場合または被保 険者の緊急な捜索もしくは救助活動を必要とすることが 警察等の公的機関により確認された場合

② 責任期間中に生じた事故によって身体に被った傷害を直 接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師(*3)の治療を受け、かつ、その後に予定 していた旅行が全く不可能となった場合

- ③ 疾病(*4)を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病した疾病を直接の原因とし て責任期間中に医師の治療を受け、かつ、その後に予定 していた旅行が全く不可能となった場合
- (2) (1) の表の②の傷害には、身体外部から有毒ガスまた は有毒物質を偶然がつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*5)を含みます。
- (3)(1)の表の③の、発病の時期、発病の認定、治療を開 始した時期等は、医師の診断によります。
- (*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節におい て以下同様とします。

(*2) この節において以下「事故」といいます。

- (*3) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の 医師をいいます。この節において以下同様とします。
- (*4) 妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。 この節において以下同様とします。
- (*5) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒 症状を除きます。

第2条(救援者費用保険金を支払わない場合-その1)

(1) 当会社は、下表に掲げる事由によって第 1 条(保険金を支払う場合)(1) の表に掲げる場合に該当したことに より発生した費用に対しては、救援者費用保険金を支払い ません。

① 保険契約者の故意または重大な過失

- ②|被保険者の故意または重大な過失。ただし、救援者費用 保険金を支払わないのはその被保険者に関する費用に限 ります。
- ③ 救援者費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な 過失。ただし、その者が救援者費用保険金の一部の受取 人である場合には、救援者費用保険金を支払わないのは その者が受け取るべき金額に限ります。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、 救援者費用保険金を支払わないのはその被保険者に関す る費用に限ります。
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。た だし、救援者費用保険金を支払わないのはその被保険者 に関する費用に限ります。
 - 7. 法令に定められた運転資格(*1)を持たないで自 動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状 態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*2)、シンナー等(*3)を使用した状態で自動車等を運 転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 |乱その他これらに類似の事変または暴動(*4)
- ⑦ 核燃料物質(*5) もしくは核燃料物質(*5) によって 汚染された物(*6)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(*7)、腰痛その他 の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足

りる医学的他覚所見のないものによって第 1 条(保険金 を支払う場合)(1)の表の②または③に該当したことに より発生した費用に対しては、その症状の原因が何である かにかかわらず、救援者費用保険金を支払いません。

(*1) 運転する地における法令によるものをいいます。 (*2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確

- 保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物を いいます。
- (*3) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令 で定めるものをいいます。
- (*4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維 持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*5) 使用済燃料を含みます。

(*6) 原子核分裂生成物を含みます。 (*7) いわゆる「むちうち症」をいいます。 (*7) いわゆる「むちうち症」をいいます。 第3条(救援者費用保険金を支払わない場合-その2) 当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由 によって被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に該当したことにより発生した費用に対して も、救援者費用保険金を支払いません。

① 地震、噴火または津波

①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて生じた事故

第4条(費用の範囲)

第1条(保険金を支払う場合)の費用とは、保険契約者、 被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した下表に 掲げるものをいいます。

① 捜索救助第 1 条(1) の表に該当した被保険者を捜 索(*1)する活動に必要とした費用のうち、 費用 これらの活動に従事した者からの請求に基づい て支払った費用をいいます。

被保険者の捜索、看護または事故処理を行うた ②親族現地 急行費用 |めに現地(*2)へ赴く救援者(*3)にかか る次の費用をいい、被保険者 1 名について救援 者2名分を限度とします。ただし、第1条(1)の表の①の場合において、被保険者の生死が判 明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは 救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にか かる費用は除きます。

> 7. 交通費 現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の 往復分の交通費をいいます。

> イ. 宿泊施設の客室料 現地および現地までの行程における宿泊施 設(*4)の客室料をいい、救援者 1 名に ついて 14日分を限度とします。

> ウ. 渡航手続費 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいい ます。

学校の指定する日本国内における応対施設また ③ 国内連絡 は学校施設(*5)を訪問する被保険者の法定相続人(*6)にかかる次の費用をいい、被保険者 1 名について訪問者 2 名分を限度としま 場所訪問 費用 す。

7. 交通費

国内連絡場所までの汽車、電車、船舶、航 空機等の 1 往復分の交通費をいいます。

イ 宿泊施設の客室料 国内連絡場所および国内連絡場所までの行 程における宿泊施設の客室料をいい、訪問 者 1 名について 14 日分を限度とします。

4	移送費用	死亡した被保険者を現地からその被保険者の住居に移送するために必要とした遺体輸送費または治療を継続中の被保険者を現地からその被保険者の住居へ移転するために必要とした移転費(*7)をいいます。ただし、これにより負担を免れるその被保険者の帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。
(5)	帰宅費用	第1条(1)の表に該当し予定された交通機関を使用することができなくなった被保険者(*8)が、その被保険者の住居へ帰宅するために追加して支払った運賃をいいます。
6	諸雑費	救援者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、被保険者の遺体処理費等をいい、被保険者1名について国内旅行の場合は3万円、海外旅行の場合は20万円をそれぞれ限度とします。

- (*1) 捜索、救助または移送をいいます。この節において 以下同様とします。 (*2) 事故発生地またはその被保険者の収容地をいいます。
- この節において以下同様とします。
- (*3) その被保険者の法定相続人をいい、その代理人を含 みます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。 この節において以下同様とします。
- (*4) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。 この節において以下同様とします。
- (*5) 現地以外の場所における施設をいいます。この節に おいて以下「国内連絡場所」といいます。
- (*6) その代理人を含みます。ただし、教職員等学校の関 係者を除きます。この節において以下「訪問者」とい います。
- (*7) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必
- 要とする場合には、その費用を含みます。 (*8) ④に該当する場合の被保険者を除きます。

第5条(救援者費用保険金の支払)

当会社は、第4条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念 上妥当と認められる部分についてのみ救援者費用保険金を支 払います。ただし、被保険者または救援者費用保険金を受け 取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けること ができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援 者費用保険金を支払いません。

第6条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき救援者費用保 険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載のその被保険者 の救援者費用保険金額をもって限度とします。

第7条 (救援者費用保険金の削減払)

被保険者が別表2に定める運動等を行っている間に第1 条 (保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に該当した とにより発生した費用に対し、保険契約者があらかじめ割 増保険料(*1)を支払っていないときは、当会社は、次の 算式によって算出した割合により救援者費用保険金を削減し て支払います。ただし、救援者費用保険金を削減して支払う のはその被保険者に関する費用に限ります。

領収した保険料

領収した保険料 + 割増保険料(*1)

(*1) 別表2に定める運動等に対応する割増保険料をいいます。

第8条(事故の通知)

(1)被保険者に第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の 事由が生じた場合は、保険契約者、被保険者または救援者 費用保険金を受け取るべき者は、同条(1)の表の事由が 生じた日からその日を含めて30日以内に下表の事項を当 会社に書面により通知しなければなりません。

第 1 条 (1) の表の①の場合は、事故発生の状況

|第 1 条(1)の表の②の場合は、事故発生の状況および 傷害の程度

- ③ | 第 1 条 (1) の表の③の場合は、疾病の発病の状況およ |び経過
- (2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく当会社に通知し なければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取 るべき者は、(1) または(2)のほか、当会社が特に必要 とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞 なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力 しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取 るべき者が正当な理由がなく(1)、(2) または(3) の規 定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被っ た損害の額を差し引いて救援者費用保険金を支払います。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払 を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条(救援者費用保険金の請求)

- (1) 救援者費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、第 7 条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時か ら発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が救 援者費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書お よび下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出し なければなりません。
- 当会社の定める事故状況報告書
- 公の機関 (*1) の事故証明書
- ③ 傷害により死亡しまたは医師の治療を受けたことを証明 する書類
- ④ 疾病により死亡しまたは医師の治療を受けたことを証明 する書類
- ⑤ 救援者費用保険金の支払を受けようとする第4条(費用の範囲)の表の費用のそれぞれについて、その費用の支 出明細書および支出を証明する書類

⑥ 被保険者の印鑑証明書

- その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払 時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠く とのできない書類または証拠として保険契約締結の際 に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が、 救援者費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、 (2) の書類のほか、委任を証する書類および委任を受け た者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (4) 被保険者に救援者費用保険金を請求できない事情がある 場合で、かつ、救援者費用保険金の支払を受けるべき被保 険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってそのことについて当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として救援者費用保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*2)

- ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に救 援者費用保険金を請求できない事情がある場合には、 保険者と同居または生計を共にする親族(*3)のうち 3 親等内の者
- ①および②に規定する者がいない場合または①および② に規定する者に救援者費用保険金を請求できない事情が ある場合には、①以外の配偶者(*2)または②以外の 親族(*3)のうち3親等内の者
- (5)(4)の規定による被保険者の代理人からの救援者費用 保険金の請求に対して、当会社が救援者費用保険金を支 払った後に、重複して救援者費用保険金の請求を受けたと
- しても、当会社は、救援者費用保険金を支払いません。 (6) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契 約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者 に対して、(2) および(3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求める

ことがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (7)保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて救援者費用保険金を支払います。
- (* 1) 学校を含みます。やむを得ない場合には、第三者と します。
- (*2) 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定 にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (*3) 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、注集上の報旋に限ります。

にかかわらず、法律上の親族に限ります。 第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、支払責任額(*1)の合計額が、費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を救援者費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保 この保険契約の支払責任額(*1) 険金または共済金が支 払われていない場合

- 型が行ているい場合 ② 他の保険契約等から保 費用の額から、他の保険契約等 険金または共済金が支 払われた場合 がら支払われた保険金または共 済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責 任額 (*1) を限度とします。
- (*1)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき救援者費用保険金または共済金の額をいいます。

第11条 (代 位)

- (1) 第 1条 (保険金を支払う場合)(1)の費用について、保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその費用に対して救援者費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。
- ① 当会社が、保険契約者、保険契約者、被保険者または被被保険者または被保険保険者の法定相続人が取得した者の法定相続人が負担債権の全額した第1条(1)の費用
- 全額を救援者費用保険 金として支払った場合

 ②
 ①以外の場合

 (保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、救援者費用保険金が支払われていない保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が負担した第1条(1)の費用の額を差し引いた額
- (2)(1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および被保険者の法定相続人は、 当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および 行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書 類の入手に協力しなければなりません。このために必要な 費用は、当会社の負担とします。
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の 求償権を含みます。

第3章 学校条項

第 1 節 学校緊急対応費用担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、旅行参加者(*1) が下表に掲げる場合のい

ずれかに該当したことにより、被保険者(*2)が負担した費用を、この節および第4章基本条項の規定に従い学校緊急対応費用保険金として支払います。

- ① 責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(*3)によって旅行参加者の生死が確認できない場合または旅行参加者の緊急な捜索もしくは救助活動を必要とすることが警察等の公的機関により確認された場合
- ② 責任期間中に生じた事故によって身体に被った傷害を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師(*4)の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合
- ③ 疾病(*5)を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合
- (2)(1)の表の②の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*6)を含みます。
- (3)(1)の表の③の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (*1) 保険証券記載の旅行に参加する者をいいます。この 節において以下同様とします。
- (*2) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節において以下同様とします。

(*3) この節において以下「事故」といいます。

- (*4)旅行参加者が医師である場合は、その旅行参加者以外の医師をいいます。この節において以下同様とします。
- (*5) 妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。 この節において以下同様とします。
- (*6)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒 症状を除きます。
- 第2条(学校緊急対応費用保険金を支払わない場合-その1) (1) 当会社は、下表に掲げる事由によって被災者(*1)が 第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に 該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、 学校緊急対応費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被災者の故意または重大な過失。ただし、学校緊急対応 費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に 限ります。
- ③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、 学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に 関する費用に限ります。
- ④ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
 - 7. 法令に定められた運転資格(*2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*3)、シンナー等(*4)を使用した状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*5)
- ⑥ 核燃料物質(*6)もしくは核燃料物質(*6)によって 汚染された物(*7)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被災者が頸部症候群(*8)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の②または③に掲げる場合に該当

したことにより被保険者が負担した費用に対しては、その 症状の原因が何であるかにかかわらず、学校緊急対応費用 保険金を支払いません。

- (*1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に該当した 旅行参加者をいいます。この節において以下同様とし ます。
- (*2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (*3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物を いいます。
- (*4) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令 で定めるものをいいます。
- (*5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国ま たは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維 持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*6) 使用済燃料を含みます。
- (*7) 原子核分裂生成物を含みます。 (*8) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 第3条(学校緊急対応費用保険金を支払わない場合 その2) 当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由によって被災者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に該当したことにより被保険者が負担した費用

に対しても、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

- ① 地震、噴火または津波
- ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて生じた事故

第4条(費用の範囲)

第1条(保険金を支払う場合)の費用とは、被保険者が負担した下表に掲げるものをいいます。

担	ノルト衣に	拘けるものをいいます。
1	捜索救助 費用	被災者を捜索、救助または移送する活動に必要とした費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
2	教職員派	被保険者が、教職員または被災者の法定相続人(*1)を事故発生地、その被災者の収容地または応対施設の所在地(*2)に派遣した場合の次の費用をいいます。ただし、第1条(1)明した後または被災者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地へ赴く教職員・親族等にかかる費用は除きます。ア交通費現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の往復交通費をいいます。イ宿泊施設の客室料現地および現地までの行程における宿泊
		施設(*3)の客室料をいいます。
3	応対施設 借上費用	\$ 0.20
4	移送費用	死亡した被災者を現地からその被災者の住居に移送するために必要とした遺体輸送費または治療を継続中の被災者を現地からその被災者の住居へ移転するために必要とした移転費(*4)をいいます。ただし、これにより負担を免れるその被災者の帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。

死亡した被災者の葬儀を被保険者が営むため

支出した葬儀費用をいいます。

⑥ 諸雑費 現地における教職員・親族等の交通費、 料等通信費、通訳雇入費、被災者の遺体処理 費等をいい、国内旅行の場合は3万円、海外 旅行の場合は20万円にそれぞれ被災者数を 乗じた額をもって限度とします。

(*1) その代理人を含みます。この節において以下「教職員・

親族等」といいます。 (*2) この節において以下これらを「現地」といいます。

(*3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。 この節において以下同様とします。

(*4) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必 要とする場合には、その費用を含みます。

第5条(学校緊急対応費用保険金の支払)

当会社は、第4条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念 -妥当と認められる部分についてのみ学校緊急対応費用保険 金を支払います。ただし、被保険者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

第6条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき学校緊急対応 費用保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の学校緊 急対応費用保険金額をもって限度とします。

第7条(学校緊急対応費用保険金の削減払)

被災者が別表 2 に定める運動等を行っている間に第 1 条 (保険金を支払う場合) (1) の表に掲げる場合に該当したこ とにより被保険者が負担した費用に対し、保険契約者があら かじめこれらの運動等に対応する割増保険料(*1)を支払っ ていないときは、当会社は、次の算式によって算出した割合 により学校緊急対応費用保険金を削減して支払います。ただ し、学校緊急対応費用保険金を削減して支払うのはその被災 者に関する費用に限ります。

領収した保険料

領収した保険料 +割増保険料(*1)

(*1) 別表2に定める運動等に対応する割増保険料をいい ます。

第8条(事故の通知)

(1)被災者に第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の事 由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、同条(1) の表の事由が生じた日からその日を含めて30日以内に 下表の事項を当会社に書面により通知しなければなりませ

- ① 第 1 条 (1) の表の①の場合は、事故発生の状況
- ② 第 1 条 (1) の表の②の場合は、事故発生の状況および 傷害の程度
- ③ 第 1 条 (1) の表の③の場合は、疾病の発病の状況およ
- (2)(1)の場合において、保険契約者または被保険者は、 他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞 なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1) または(2) のほか、 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求め た場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う 損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)、(2) または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによっ 当会社が被った損害の額を差し引いて学校緊急対応費用 保険金を支払います。
- (* 1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条(学校緊急対応費用保険金の請求)

- (1) 学校緊急対応費用保険金の当会社に対する保険金請求権 は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担し た時から発生し、これを行使することができるものとしま す。
- (2) 被保険者が学校緊急対応費用保険金の支払を請求する場

合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類の うち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① | 当会社の定める事故状況報告書
- ② 公の機関 (*1) の事故証明書
- ③ 傷害により死亡しまたは医師の治療を受けたことを証明 |する書類
- ④ 疾病により死亡しまたは医師の治療を受けたことを証明 する書類
- ⑤ 学校緊急対応費用保険金の支払を受けようとする第4条 (費用の範囲) の表の費用のそれぞれについて、その費用 の支出明細書および支出を証明する書類
- ⑥ その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払 時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠く ことのできない書類または証拠として保険契約締結の際 に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者が、学校緊急対応費用保険金の請求を第三者に 委任する場合には、(2)の書類のほか、委任を証する書 類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければな りません。
- (4) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契 約者または被保険者に対して、(2) および (3) に掲げる もの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調 査への協力を求めることがあります。この場合には、当会 社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力 をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (4) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしく は証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それ によって当会社が被った損害の額を差し引いて学校緊急対 応費用保険金を支払います。
- (*1) やむを得ない場合には、第三者とします。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、支払責任額(*1) の合計額が、費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲 げる額を学校緊急対応費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保 この保険契約の支払責任額(*1) 険金または共済金が支 払われていない場合

②|他の保険契約等から保|費用の額から、他の保険契約等 |険金または共済金が支||から支払われた保険金または共 払われた場合 済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責 任額 (*1) を限度とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべ き学校緊急対応費用保険金または共済金の額をいいま す。

第11条 (代 位)

(1) 第4条(費用の範囲)の費用について、被保険者が損 害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合におい 当会社がその費用に対して学校緊急対応費用保険金を 支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、 移転するのは、下表の額を限度とします。

① | 当会社が、被保険者が|被保険者が取得した債権の全額 負担した第4条の費用 全額を学校緊急対応費 用保険金として支払っ た場合

② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額か ら、学校緊急対応費用保険金が 支払われていない被保険者が負 担した第4条の費用の額を差し 引いた額

(2) (1) の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よ りも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために 当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなけれ ばなりません。このために必要な費用は、当会社の負担と
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の 求償権を含みます。

第2節 賠償責任担保条項

第 1 条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者(*1)が、旅行の実施に起因して責 任期間中に生じた偶然な事故(*2)による、他人の身体の障害(*3)または他人の財物の損壊(*4)について、法 律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この節および第4章基本条項の規定に従い賠償責任保 険金を支払います。

(*1) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節におい で以下同様とします。 (*2)この節において以下「事故」といいます。

(*3) 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。この 節において以下同様とします。

(*4) 財物の滅失、汚損もしくは損傷をいいます。この節 において以下同様とします。

第2条(賠償責任保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、下表に掲げる事由によって生じた損害に対して は、賠償責任保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 乱その他これらに類似の事変または暴動(*1)

- ③ 核燃料物質(*2) もしくは核燃料物質(*2) によって 汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはこれらの特性による事故
- ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (*1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維 持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*2) 使用済燃料を含みます。 (*3) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条(賠償責任保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任を負担す ることによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支 払いません。

- ① 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する 損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が被保険者の事業もしくは業務に従事 中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある 場合において、その約定によって加重された損害賠償責
- ④|航空機、船舶(*1)、車両(*1)、銃器(*2)の所有、 使用または管理に起因する損害賠償責任
 - (*1) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(*2) 空気銃を除きます。

第4条 (賠償責任保険金を支払わない場合ーその3) 当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由 によって生じた損害に対しても、賠償責任保険金を支払いま せんん

① 地震、噴火または津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて生じた事故

第5条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、下表に掲げるも のに限ります。

①被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金

- ② 第 1 条 (保険金を支払う場合) の事故が発生した場合において、被保険者が第 7 条 (事故の発生)(1)の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使、その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益な費用
- ③ ②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟 費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要 とした費用
- ⑤ 第8条(当会社による解決)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条(賠償責任保険金の支払額)

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額(*1)を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、賠償責任保険金額(*2)を支払の限度とします。
- ② 第5条(支払保険金の範囲)の表の②から⑤までに規定する費用については、その全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、賠償責任保険金額の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
- (*1)支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く 金額をいいます。
- (*2) 保険証券に記載された賠償責任保険金額をいいます。 この節において以下同様とします。

第7条(事故の発生)

- (1) 第 1 条 (保険金を支払う場合) の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、
- ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、 その権利の保全または行使について必要な手続をとること、その他損害の発生および拡大を防止するために必要 ないっさいの手段を講ずること。
- ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることを妨げません。
- 丁三、遠と、この他の米高相直をこることを切りませた。 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。
- ⑤ 他の保険契約等の有無および内容(*1)について遅滞なく当会社に通知すること。
- (a) (1) から(b) までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までの義務に違反した場合は、当会社は、下表の金額をそれぞれ控除して賠償責任保険金の支払額を決定します。
- ① (1) の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

- ② (1) の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ③ (1) の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条(当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条 (賠償責任保険金の請求)

- (1) 賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保 険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、 または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立 した時から発生し、これを行使することができるものとし ます。
- (2) 被保険者が賠償責任保険金の支払を受けようとする場合 は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のう ち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 示談書その他これに代わるべき書類
- ③ 損害を証明する書類
- ④ 損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
- ⑤ その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3) の規定に違反した場合または(2) もしくは(3) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)他の保険契約等がある場合において、支払責任額(*1) の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、下表に 掲げる額を賠償責任保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保 この保険契約の支払責任額(*1) 険金または共済金が支 払われていない場合
- ② 他の保険契約等から保 損害の額から、他の保険契約等 険金または共済金が支 から支払われた保険金または共 払われた場合 済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責 任額(*1)を限度とします。
- (2)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(*2)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(*2)を差し引いた額とします。
- (*1)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき賠償責任保険金または共済金の額をいいます。
- (*2) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く 金額をいいます。

第11条 (代 位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額

を限度とします。

(1	当会社が損害の額の全額を賠償責任保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
(2)	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)(1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被 保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よ りも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために 当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなけれ ばなりません。このために必要な費用は、当会社の負担と します。
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の 求償権を含みます。

第12条(先取特権)

- (1)被害者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1) について先取特権を有します。
- 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、賠償責任 保険金の支払を行うものとします。
- 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、 当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が 賠償した金額を限度とします。
- ②被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、 被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払
- ③ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に 被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会 社から直接、被害者に支払う場合
- ④ 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、 当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを被害 者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う

ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(*1) は、被害者以外の第三者に譲渡す ることはできません。また、保険金請求権(* 1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押 さえることはできません。ただし、(2) の表の①または ④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金 の支払を請求することができる場合を除きます。
- (*1) 第5条(支払保険金の範囲)の表の②から⑤までの 費用に対する保険金請求権を除きます。

第3節 弔慰費用担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、旅行参加者(*1)が下表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、その旅行参加者(*2)の法定相続人に対して被保険者(*3)が支払った費用を、この節および第4章基本条項の規定に従い弔慰費用保険 金として支払います。
- ① 責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(*4) によって被った傷害を直接の原因として事故の発生の日 からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合

- ② 疾病(*5)によって死亡し、その死亡が次に掲げる場 合のいずれかに該当した場合
 - 7. 責任期間中に死亡した場合
 - イ、次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了 した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師(*6)の治療を開始し、かつ、その後も 引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。
 - (ア) 責任期間中に発病した疾病
 - (イ) 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。 ただし、その原因が責任期間開始前または責任期 間終了後に発生したものを除きます。
 - ウ. 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症(*7) を直接の原因として責任期間が終了した日からその 日を含めて30日以内に死亡した場合
- (2)(1)の表の①の傷害には、身体外部から有毒ガスまた は有毒物質を偶然がつ一時に吸入、吸収または摂取した場 合に急激に生ずる中毒症状(*8)を含みます。
- (3) (1) の表の②の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、 発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断により
- (4)(1)の表の②の規定にかかわらず、当会社は、下表に 掲げる疾病による死亡に対しては、弔慰費用保険金を支払 いません。
- ① |妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病

② 歯科疾病

- (*1) 保険証券記載の旅行に参加する者をいいます。この 節において以下同様とします。 (*2) この節において以下「被災者」といいます。
- (*3) 保険証券記載の被保険者をいいます。この節におい て以下同様とします。
- (*4) この節において以下「事故」といいます。
- (*5)妊娠、出産、早産および流産を含みません。この節 において以下同様とします。
- (*6) 被災者が医師である場合は、その被災者以外の医師 をいいます。この節において以下同様とします。
- (*7) 旅行参加者が死亡した時点において規定する感染症 をいいます。
- (*8) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒 症状を除きます。

第2条(弔慰費用保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、下表に掲げる事由によって被災者が第 1 条 (保 険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に該当したことに より被保険者が支払った費用に対しては、弔慰費用保険金を 支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被災者の故意または重大な過失。ただし、弔慰費用保険 金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
- 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、 弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費 用に限ります。
- ④ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただ し、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関す る費用に限ります。
 - P. 法令に定められた運転資格(*1)を持たないで自 動車等を運転している間
 - 4. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状 態で自動車等を運転している間
 - り、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*2)、 シンナー等(*3)を使用した状態で自動車等を運 転している間
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 乱その他これらに類似の事変または暴動(*4)

- ⑥ 核燃料物質(*5)もしくは核燃料物質(*5)によって |汚染された物(*6)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(*1) 運転する地における法令によるものをいいます。

- (*2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物を いいます。
- (*3) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令 で定めるものをいいます。
- (*4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国ま たは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維 持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (*5) 使用済燃料を含みます。

(*6) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (一駅費用保険金を支払わない場合ーその2) 当会社は、国内旅行の場合においては、下表に掲げる事由によって被災者が第1条 (保険金を支払う場合)(1)の表に掲げる場合に該当したことにより被保険者が支払った費用 に対しても、弔慰費用保険金を支払いません。

① 地震、噴火または津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて生じた事故

第4条(費用の範囲)

第1条(保険金を支払う場合)の費用とは、被保険者が支 払った弔慰金をいいます。ただし、被災者 1 名について保険 証券記載の弔慰費用保険金額をもって限度とします。

第5条(事故の通知)

- (1) 被災者に第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の事 由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、同条(1)の表の事由が生じた日からその日を含めて30日以内に 下表の事項を当会社に書面により通知しなければなりませ h.
- ① 第 1 条 (1) の表の①の場合は、事故発生の状況および 死亡に至る経過
- ② 第 1 条 (1) の表の②の場合は、疾病の発病の状況およ |び死亡に至る経過
- (2)(1)の場合において、保険契約者または被保険者は 他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞 なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1) または(2) のほか 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求め た場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う 損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)、(2) または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによっ て当会社が被った損害の額を差し引いて弔慰費用保険金を 支払います。
- (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払 を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条(弔慰費用保険金の請求)

- (1) 弔慰費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、第1 条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時から 発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が弔慰費用保険金の支払を請求する場合は、 険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会 社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 公の機関(*1)の事故証明書
- ③ 死亡診断書または死体検案書
- ④ | 弔慰費用保険金の支払を受けようとする第4条(費用の 範囲)の費用について、その費用の支出明細書および支 出を証明する書類

- ⑤ その他当会社が第4章基本条項第15条(保険金の支払 時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠く ことのできない書類または証拠として保険契約締結の際 に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契 約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の 書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力 を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた 書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなけれ ばなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類 に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠 を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによっ て当会社が被った損害の額を差し引いて弔慰費用保険金を 支払います。

(*1) やむを得ない場合には、第三者とします。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) 他の保険契約等がある場合において、支払責任額(*1) の合計額が、費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲 げる額を弔慰費用保険金として支払います。

- ① |他の保険契約等から保|この保険契約の支払責任額(*1) 険金または共済金が支 払われていない場合
- ② 他の保険契約等から保 費用の額から、他の保険契約等 険金または共済金が支から支払われた保険金または共 払われた場合 済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責 任額(*1)を限度とします。
- (*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき 弔慰費用保険金または共済金の額をいいます。

第8条(代位)

- (1) 第4条(費用の範囲)の費用について、被保険者が損 害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合におい 当会社がその費用に対して弔慰費用保険金を支払った ときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転す るのは、下表の額を限度とします。
- |当会社が、被保険者が|被保険者が取得した債権の全額 負担した第4条の費用 全額を弔慰費用保険金 として支払った場合

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額か 4条の費用の額を差し引いた額

- (2)(1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被 保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よ りも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために 当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなけれ ばなりません。このために必要な費用は、当会社の負担と します。
 - (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の 求償権を含みます。

第4章 基本条項

第1条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前 0 時に始 まり、末日の午後12時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1) の規定にかからず、当会社は、保険料領収前に 生じたまたは発病した下表に掲げる傷害、疾病死亡、疾病、 損害または費用に対しては、保険金(*1)を支払いません。
- ① 第2章旅行参加者条項第1節傷害担保条項第1条(保 険金を支払う場合)(1)または(2)の事故による傷害

- ② 第 2 章旅行参加者条項第 2 節海外疾病死亡危険担保条項 |第 1 条(保険金を支払う場合)(1)の疾病死亡
- ③ 第2章旅行参加者条項第3節海外疾病治療費用担保条項 第 1 条 (保険金を支払う場合)(1)の疾病
- ④ 第 2 章旅行参加者条項第 4 節個人賠償責任担保条項第 1 条(保険金を支払う場合)(1)の事故による損害
- ⑤ 第2章旅行参加者条項第5節救援者費用等担保条項第1 条(保険金を支払う場合)(1)の表の事由により発生し
- ⑥ 第3章学校条項第1節学校緊急対応費用担保条項第1 条(保険金を支払う場合)(1)の表の事由により発生し
- ⑦ 第3章学校条項第2節賠償責任担保条項第1条(保険 金を支払う場合)の事故による損害
- ⑧ 第3章学校条項第3節弔慰費用担保条項第1条(保険 金を支払う場合)(1)の表の事由により発生した費用
- (4)(1)の規定にかかわらず、旅行参加者が保険期間の末 日の午後 12 時までにその旅行参加者の住居に到着を予定されているにもかかわらず下表に掲げる事由により遅延し た場合には、保険責任の終期は自動的に3日間を限度と して延長されるものとします。
- ① 旅行参加者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の 交通機関(*2)の遅延または欠航・運休
- |交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる |旅行参加者の搭乗不能
- ③ 旅行参加者が責任期間中に被った傷害により責任期間中 に医師(*3)の治療を受けたこと。
- ④ 旅行参加者が責任期間中に発病(*4)した疾病(*5) により責任期間中に医師の治療を受けたこと。
- ⑤ 旅行参加者の死亡
- (5)(4)の場合のほか、旅行参加者が保険期間の末日の午 後 12 時までにその旅行参加者の住居に到着を予定されて いるにもかかわらず下表に掲げる事由により遅延した場合 には、その時から旅行参加者が正常な旅行行程につくこと ができる状態に復するまでに必要とする時間だけ保険責任 の終期は延長されるものとします。ただし、その旅行参加 者の住居に到着した時または当初予定していなかった目的 地に向けて出発した時(*6)のいずれか早い時までとし ます。
- 旅行参加者が乗客として搭乗している交通機関または旅 行参加者が入場している施設が、第三者による不法な支 配を受けた場合または公権力によって拘束を受けた場合
- ② 旅行参加者が誘拐された場合
- ③ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、旅行参加者 がその空港所在国を容易に出国できない状態になったる
- (*1)第2章旅行参加者条項各節および第3章学校条項各 節の保険金をいいます。以下同様とします。
- (*2) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。以下 同様とします。
- (*3) 旅行参加者が医師である場合は、その旅行参加者以 外の医師をいいます。以下同様とします。 (*4) 医師の診断による発病をいいます。以下同様とします。
- (*5) 妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。 以下同様とします。 (*6) その旅行参加者の住居への移動のため必要、かつ、
- やむを得ない場合を除きます。

第2条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の 際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなけれ ばなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険 が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた 場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、こ

- の保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、下表に掲げる場合には適用しません。
- ①(2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (*1)
- ③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険変を支払うべき傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用が生じる前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正とは、また出します。 を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げら れていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと 認めるときに限り、これを承認するものとします。
- 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知っ た時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時か ら5年を経過した場合
- または費用が発生した後になされた場合であっても、第9 条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、 保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求すること ができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生 した傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用については適 用しません。
- (*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、 事実を告げることを妨げた場合または事実を告げない こともしくは事実と異なることを告げることを勧めた 場合を含みます。

第3条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者 に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約 は無効とします。

第4条 (保険契約の失効)

第2章旅行参加者条項において、保険契約締結の後、被保 険者が死亡した場合には、保険契約のその被保険者に係る部 分は効力を失います。

第5条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐 欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、 さ、日本には、保険契約を取り消すことができます。ただし、第2章旅行参加者条項においては、その被保険者に係る部分を取り消 すものとします。 第6条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、こ の保険契約の全部または一部を解除することができます。

第7条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合に は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保 険契約の全部または一部を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせること を目的として傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用を 生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契 約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または 行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - 7. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - り、反社会的勢力(* 1)を不当に利用していると認められること。
 - I. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)が その法人の経営を支配し、またはその法人の経営に 実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*2)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1) の表の③ア.からオ.までのいずれかに 該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) の表の③ア.からか.までまたはか.のいずれかに該当すること。
- ③ 第2章旅行参加者条項第5節救援者費用等担保条項に規定する救援者費用保険金を受け取るべき者が、(1)の表の③7.から1.までのいずれかに該当すること。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が事故の生じた後になされた場合であっても、第9条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1) の表の①から⑤までの事由または (2) の表の①から⑥までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害 (*3)、疾病死亡 (*3)、疾病(*3)、損害または費用に対しては、当会社は、保険金 (*4) を支払いません。この場合において、既に保険金 (*4) を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)第2章旅行参加者条項第4節個人賠償責任担保条項および第5節救援者費用等担保条項ならびに第3章学校条項については、保険契約者、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が、(1)の表の③ア.から1.までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、下表の損害または費用については適用しません。
- ① (1) の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者に生じた損害または費用
- (2) (1) の表の③ア.かられ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害
- (*1)暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団 関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (*2) 表の①または②の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に係る部分に限ります。表の③の規定による解除がなされた場合には、その救援者費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
- (*3)(2)の表の①または②の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した事故による傷害、疾病死亡または疾病をいいます。
- (*4)(2)の表の②の規定による解除がなされた場合には、 保険金を受け取るべき者のうち、(1)の表の③ア.からり.までまたはオ.のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- (*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を

含みます。

第8条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 第2章旅行参加者条項第1節傷害担保条項または第2 節海外疾病死亡危険担保条項の被保険者が保険契約者以外 の者である場合において、下表のいずれかに該当するとき は、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(*1) を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約(*1)の被保険者となることについての 同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第7条(重大事由による解除)(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第7条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合
- ④ 第7条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(*1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ® 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(*1)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1) の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1) を解除しなければなりません。
- (3) (1) の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。(4) (3) の規定によりこの保険契約(*1) が解除された場
- (4)(3)の規定によりこの保険契約(*1)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。
- (5)(1)の規定にかかわらず、第2章旅行参加者条項第1 節傷害担保条項の治療費用保険金の被保険者または第3 節海外疾病治療費用担保条項の被保険者が保険契約者以外 の者である場合には、保険契約者との別段の合意があると きを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契 約(*1)のうち治療費用保険金部分または疾病治療費用 保険金部分を解除することを求めることができます。
- (6) 保険契約者は、被保険者から(5) に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1) のうち治療費用保険金部分または疾病治療費用保険金部分を解除しなければなりません。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

ョ。 第10条(保険料の返還または請求-告知義務等の場合)

- (1) 第2条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、 (2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当 会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害、疾病 死亡、疾病、損害または費用に対しては、変更前料率の変 更後料率に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- す。 (4)(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変

更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対す る保険料を返還または請求します。

- (5)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、 当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったと きは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷 害、疾病死亡、疾病、損害または費用に対しては、保険契 約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保 険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険 金を支払います。
- (*1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をし たにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった 場合に限ります。

第11条(保険料の返還―無効または失効の場合)

- (1)保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を 返還します。ただし、第3条(保険契約の無効)の規定 により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しま せん。
- (2) 保険契約の全部が失効となる場合には、当会社は、未経
- 過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。 (3) 保険契約の一部が失効となる場合には、当会社は、未経 過期間に対し日割をもって計算したその被保険者に係る保 険料を返還します。

第12条 (保険料の返還-取消しの場合)

第5条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険 契約の全部または一部をを取り消した場合には、当会社は、 保険料を返還しません。

第13条 (保険料の返還―解除の場合)

- (1) 下表の規定により、当会社が保険契約の全部または一部 を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割を もって計算した保険料を返還します。
- ① 第 2 条 (告知義務) (2
- ②|第 7 条(重大事由による解除)(1)
- ③ 第 10条(保険料の返還または請求-告知義務等の場合) (2)
- (2) 第6条(保険契約者による保険契約の解除)の規定に より、保険契約者が保険契約の全部または一部を解除した 場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保 険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第7条(2) の表の①または②の規定により、 この保険契約(*1)を解除した場合には、当会社は、未 経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還しま
- (4) 第8条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の 規定により、保険契約者がこの保険契約(*1)を解除し た場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する 保険料を差し引いて、その残額を返還します。 (5) 第8条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(*1)
- を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に 対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返 還します。
- (6) 第8条(6) の規定により、保険契約者がこの保険契 約(*1)のうち治療費用保険金部分または疾病治療費用 保険金部分を解除した場合には、当会社は、治療費用保険 金部分または疾病治療費用保険金部分の保険料から既経過 期間に対応する治療費用保険金部分または疾病治療費用保 険金部分の保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第14条(支払通貨および為替交換比率)

(1) 当会社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨(*1)

をもって行うものとします。

(2)(1)の場合において、下表のいずれかに該当するとき は、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支 払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通 貨(*1)に換算します。ただし、保険金の支払額が確定 した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した 通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた 旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出が

あり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率 により支払通貨(*1)に換算することができます。

- ① 保険証券において保険金額等を表示している通貨と支払 通貨(*1)が異なる場合
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 保険金支払の対象となる費用について現実に支出した通 貨と支払通貨(*1)が異なる場合
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社と 提携する機関から保険金支払の対象となる費用の請求を受 け、その機関への支払を当会社に求めた場合には、当会社 が、当会社と提携する機関に保険金を支払う日の交換比率

により支払通貨(*1)に換算することができます。 (4)(2)および(3)の規定にかかわらず、被保険者また は保険金を受け取るべき者と当会社との間であらかじめ 別段の合意がある場合には、その交換比率により支払通貨 (*1) に換算することができます。

(*1) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第15条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(*1) からその日を含めて30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事 項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、 事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項と して、保険金が支払われない事由としてこの保険契約に おいて定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害 の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、 治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この 保険契約において定める解除、無効、失効または取消し の事由に該当する事実の有無
- ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の 債権および既に取得したものの有無および内容等、当会 社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要 な事項
- (2)(1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会また は調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に 掲げる日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払い ます。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を 受け取るべき者に対して通知するものとします。
- (1) の表の①から④までの事項を確認するための、警察 検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査 結果の照会(*3) 180日
- (1) の表の①から④までの事項を確認するための、医療 機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の 結果の照会 90日
- (1) の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその 程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120
- |災害救助法が適用された災害の被災地域における(1) の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- (1) の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内におい て行うための代替的な手段がない場合の日本国外におけ る調査 180日
- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、 険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当 な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場 合(*4)には、これにより確認が遅延した期間については、 (1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第2章旅

(*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。(*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条(時効)

保険金請求権は、第2章旅行参加者条項第1節傷害担保条項第13条(保険金の請求)(1)、同章第2節海外疾病死亡危険担保条項第5条(疾病死亡保険金の請求)(1)、同章第3節海外疾病治療費用担保条項第6条(疾病治療費用保険金の請求)(1)、同章第4節個人賠償責任担保条項第9条(個人賠償責任保険金の請求)(1)、同章第5節救援者費用等担保条項第9条(救援者費用保険金の請求)(1)、第3章学校条項第1節学校緊急対応費用担保条項第9条(学校緊急対応費用保険金の請求)(1)。同章第2節賠償責任担保条項第9条(賠償責任程除金の請求)(1)。または同章第3節可以實際9条(賠償責任保険金の請求)(1)。または同章第3節可以實際9条(賠償責任保険金の請求)(1)。または同章第3節可以實際9条(時間責任等)6条(市場費用保険金の請求)(1)によって消滅します。

第17条 (保険金受取人の変更)

- (1)保険契約者は、死亡保険金および疾病死亡保険金について、その受取人をその被保険者の法定相続人以外の者に定め、または変更することはできません。
- (2) 保険契約者は、後遺障害保険金および入院特別保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第18条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第19条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 後遺障害等級表

13324		
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの	100%
	(2) 直しゃくおよび言語の機能を廃したも	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの	
	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6) 両上肢の用を全廃したもの	
	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(8) 両下肢の用を全廃したもの	

第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咱しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%

第6級	(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になった もの	50%
	(2) 値しゃくまたは言語の機能に著しい障	
	害を残すもの	
	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったも	
	所することが、ことなり住友になりたも	
	(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が	
	40cm以上の距離では普通の話声を解	
	することができない程度になったもの	
	(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残	
	すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を	
	廃したもの	
	(7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を	
	廃したもの (の) しまのこのまだまた は 25 だたの (1)	
	(8) 1 手の5の手指または母指を含み4 の手指を失ったもの	
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6	42%
715 1/20	以下になったもの	
	(2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では	
	普通の話声を解することができない程	
	度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が	
	1 m以上の距離では普通の話声を解する	
	ことができない程度になったもの	
	(4) 神経系統の機能または精神に障害を残	
	し、軽易な労務以外の労務に服すること ができないもの	
	(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易	
	な労務以外の労務に服することができ	
	ないもの	
	(6) 1 手の母指を含み3の手指または母指	
	以外の4の手指を失ったもの (7) 1 手の5の手指または母指を含み4	
	の手指の用を廃したもの	
	(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったも	
	O	
	(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障	
	害を残すもの	
	「日から「一下放」に横関助を残し、省日の運動 障害を残すもの	
	(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの	
	(足指の用を廃したものとは、第1の足	
	指は末節骨の半分以上、その他の足指は 遠位指節間関節以上を失ったものまた	
	遠位指即间関即以上を大うたものまた は中足指節関節もしくは近位指節間関	
	節 (第1の足指にあっては指節間関節)	
	に著しい運動障害を残すものをいいま	
	す。以下同様とします。)	
	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの	
	(13) 両側の睾丸を失ったもの	

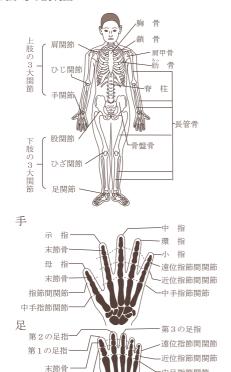
笠〇年 (1) 1 明が井田 またけ	1 明の埼丁坦士	0.40/
第8級 (1) 1 眼が失明し、またはが 0.02 以下になったも	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34%
(2) 脊柱に運動障害を残す		
(3) 1 手の母指を含み2の		
以外の3の手指を失った		
(4) 1 手の母指を含み3の		
以外の4の手指の用を原		
(5) 1 下肢を 5cm 以上短	縮したもの	
(6) 1 上肢の 3 大関節中の	カ1関節の用を	
廃したもの		
(7) 1 下肢の 3 大関節中(廃したもの	か 1 関節の用を	
(8) 1 上肢に偽関節を残す	= の	
(9) 1 下肢に偽関節を残す		
(10) 1 足の足指の全部を		
第9級 (1) 両眼の矯正視力が O.		26%
もの	0 3/ 1 10 0 3 7	
(2) 1 眼の矯正視力が 0.0	6 以下になった	
もの	is c	
(3) 両眼に半盲症、視野狭	窄または視野変	
状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい	力場を残ません	
(4) 回帳のようだに含しい (5) 鼻を欠損し、その機能		
残すもの	に自ひい降古で	
(6) 咱しゃくおよび言語の	機能に障害を残	
すもの		
(7) 両耳の聴力が 1 m以上		
の話声を解することが なったもの	じさない住房に	
(8) 1 耳の聴力が耳に接し	なければ大声を	
解することができない	程度になり、他	
耳の聴力が 1 m以上の	距離では普通の	
話声を解することが困	難である程度に	
なったもの	+ + 0	
(9) 1 耳の聴力を全く失っ		
(10) 神経系統の機能また 残し、服することができ		
残し、服することができ 程度に制限されるもの	の力物が性当は	
(11) 胸腹部臓器の機能に	簡実を残し、 照	
することができる労務		
制限されるもの		
(12) 1 手の母指または母	指以外の2の手	
指を失ったもの		
(13) 1 手の母指を含み 2 指以外の 3 の手指の用を		
足指を失ったもの		
(15) 1 足の足指の全部の)	用を廃したもの	
(16) 外貌に相当程度の醜		
(17) 生殖器に著しい障害		

第10級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になった もの	20%
	もの (2) 正面視で複視を残すもの	
	(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	
	(4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通 の話声を解することが困難である程度 になったもの	
	(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	(7) 1 手の母指または母指以外の2の手指 の用を廃したもの	
	(8) 1 下肢を 3cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足 指を失ったもの	
	(10) 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
	(11) 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害また は運動障害を残すもの	15%
	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残す	
	(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたも の	
	(5) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	(6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では 普通の話声を解することができない程 度になったもの	
	(7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失った もの	
	(9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足	
	指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	

第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害また は運動障害を残すもの	10%
	(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残す	
	(3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5) 鎖骨、胸骨、筋骨、肩甲骨または骨盤	
	骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能	
	に障害を残すもの (7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能	
	に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの	
	(9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を	
	廃したもの (11) 1 <u>足</u> の第2の足指を失ったもの、第	
	2の足指を含み2の足指を失ったもの または第3の足指以下の3の足指を	
	失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の 足指の用を廃したもの	
	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になった もの	7%
	(2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変 状を残すもの	
	(3) 正面視以外で複視を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまた はまつげはげを残すもの	
	(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	(7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	(9) 1 下肢を 1cm 以上短縮したもの	
	(10) 1 足の第3の足指以下の1または 2 の足指を失ったもの	
	(11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、 第2の足指を含み2の足指の用を廃し	
	たものまたは第3の足指以下の3の足 指の用を廃したもの	
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの	4%
	(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では小声	
	を解することができない程度になった	
	(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜 いあとを残すもの	
	(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜 いあとを残すもの	
	(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を 失ったもの	
	(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	
	(8) 1 足の第3の足指以下の1または2	
	の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	
注 1	ト時 下時 手指および足指の障害の規定は	I LIN F I

注 1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」 とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

1. 一類感染症 二類感染症 三類感染症 2.



別表 2 第 2 章旅行参加者条項第 1 節傷害担保条項第 9 条 (保険金の削減払)、第5節救援者費用等担保条項第7条(救 援者費用保険金の削減払) および第3章学校条項第1節学 校緊急対応費用担保条項第7条(学校緊急対応費用保険金の 削減払)に定める運動等

中足指節関節

山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン 航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン 搭乗その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用 具を使用するものをいいます。 (*2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(*3) 職務として操縦する場合を除きます。 (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機 ルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力 機(*5)を除きます。

(*5) パラプレーン等をいいます。

指節間関節 リスフラン関節

別表 3 第 2 章旅行参加者条項第 2 節海外疾病死亡危険担 保条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の表の③、同章 第3節海外疾病治療費用担保条項第1条(保険金を支払う 場合)(1)の表の②および第3章学校条項第3節弔慰費用 担保条項第 1条(保険金を支払う場合)(1)の表の②ウ.に 定める感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条に規定する次のいずれかの感染症

傷害不担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款第2章旅行参加者条項第1節傷害担保条項の規定により 支払われる保険金を支払いません。

海外疾病死亡危険不担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約 款第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険担保条項 の規定により支払われる疾病死亡保険金を支払いません。

海外疾病治療費用不担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約 款第2章旅行参加者条項第3節海外疾病治療費用担保条項 の規定により支払われる疾病治療費用保険金を支払いませ

個人賠償責任不担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約 款第2章旅行参加者条項第4節個人賠償責任担保条項の規 定により支払われる個人賠償責任保険金を支払いません。

救援者費用等不担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約 款第2章旅行参加者条項第5節救援者費用等担保条項の規 定により支払われる救援者費用保険金を支払いません。

学校緊急対応費用不担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約 款第3章学校条項第1節学校緊急対応費用担保条項により 支払われる学校緊急対応費用保険金を支払いません。

賠償責任不担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約 款第3章学校条項第2節賠償責任担保条項により支払われ る賠償責任保険金を支払いません。

用慰費用不担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約 款第3章学校条項第3節弔慰費用担保条項により支払われ る弔慰費用保険金を支払いません。

共同保険に関する特約

第 1 条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険 契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載の それぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯すること なく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。 第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保 険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保 険会社のために下表に掲げる事項を行います。

- 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等 の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および その譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、 譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその 設定、譲渡もしくは消滅の承認
- (B) 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および 交付または保険証券に対する裏書等
- 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領ま たは保険金請求に関する書類等の受領

- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証 券記載の保険会社の権利の保全
- ② その他①から③までの事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保 険会社の行う事項)の表に掲げる事項は、保険証券記載の全 ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して 行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社 に対して行われたものとみなします。

戦争危険等免責に関する一部修正特約

- (1) 当会社は、この特約に従い、普通約款(*1)第2章旅 行参加者条項第 1 節傷害担保条項第 2 条(保険金を支払 わない場合 - その 1) (1) の表の⑨の規定を次のとおり 読み替えて適用します。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 乱その他これらに類似の事変または暴動(*2)。ただし、 これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為(政 治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主 張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するもの がその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいま す。)を除きます。
- (2) 当会社は、普通約款第2章第1節第2条(1)の表の ⑨以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約 に、普通約款第2章第1節第2条(1)の表の⑨と同じ 規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に 読み替えて適用します。
- (*1) 学校旅行総合保険普通保険約款をいいます。以下こ の特約において同様とします。

海外旅行における支払責任の拡大に関する特約

第1条(治療費用の範囲の変更)

当会社は、普通約款(*1)第2章旅行参加者条項第1節 傷害担保条項第8条(治療費用保険金の支払)に規定する治 療費用保険金または第3節海外疾病治療費用担保条項第1 条 (保険金を支払う場合) に規定する疾病治療費用保険金が 支払われる場合には、次の費用を普通約款第2章第1節第 8条(1)の表の①または第3節第3条(疾病治療費用保険 金の支払)(1)の表の①の費用に含めます。

この保険契約の保険金請求のために必要な医師(*2)の 診断書の費用

(* T) 学校旅行総合保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師 をいいます。

第2条(海外疾病死亡危険担保条項の当会社の支払責任の変更)

当会社は、海外疾病死亡危険不担保特約が付帯されていな い場合には、普通約款第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険担保条項を次のとおり読み替えて適用します。 ①第 1 条 (保険金を支払う場合)(1)の表の②を次のとお

り読み替えて適用します。

- ② 次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師(*3) の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を 受けていた場合に限ります。
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ.責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。ただ し、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに 限ります。

②第5条(疾病死亡保険金の請求)(3)を次のとおり読み 替えて適用します。

「(3) 第 1 条 (保険金を支払う場合) (1) の表の②に定める 死亡の場合には、(2)に掲げる書類のほか、死亡の原因となっ た疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に 発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後 も引き続き医師の治療を受けていたことおよび疾病の原因 の発生時期を証明する医師の診断書を提出しなければなり ません。

第3条(海外疾病治療費用担保条項の当会社の支払責任の変更) 当会社は、海外疾病治療費用不担保特約が付帯されていな い場合には、普通約款第2章旅行参加者条項第3節海外疾 病治療費用担保条項を次のとおり読み替えて適用します。 ①第 1 条(保険金を支払う場合)(1) の表の①および②を

次のとおり読み替えて適用します。

- ① 次に掲げる疾病(*2)を直接の原因として責任期間終 了後 72 時間を経過するまでに医師(*3)の治療を開 始した場合
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。ただ し、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに 限ります。
- ② 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30 日を経過するまでに医師の治療を開始した場合
- ②第6条(疾病治療費用保険金の請求)(2)の表の①およ び②を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 責任期間中または責任期間終了後 72 時間以内に発病し、 かつ、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに医師の 治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発 生時期を証明する医師の診断書
- ② 責任期間中に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を 経過するまでに医師の治療を開始したことおよび感染症 の程度を証明する医師の診断書

第4条(保険金を支払わない場合の変更)

当会社は、海外旅行の場合において、この特約により、普 通約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、 暴動(*1)によって生じた傷害、疾病死亡、疾病、損害ま たは費用に対しても保険金を支払います。

(*1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維 持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に 反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

感染症追加担保特約

当会社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款別表3に掲げる感染症に以下のものを追加します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条に規定する四類感染症

保険料に関する規定の変更特約

第1節 用語の定義

第1条(用語の定義)

この特約において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中 の特定の日までの、既に経過した期間のことを いいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する 保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日から保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末 日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条(保険料の払込方法等)

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保 険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、払込期 日(*1)までに払い込まなければなりません。ただし、 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、 初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなけ ればなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合において、 当会社は、初回保険料払込前に保険金支払事由またはその 原因が発生したときは、この保険契約に適用される普通保 険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた保 険金支払事由およびその原因の取扱いに関する規定を適用 しません。
 - ①保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。 ②次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。 初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末
- (3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込 みを怠った払込期日(*1)の属する月の翌月末までに被 保険者または保険金の受取人が保険金の支払を受けるとき は、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した 払込期日(*1)までに払い込むべき保険料の全額を当会 社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い 込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支 払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を 請求することができます。
- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、保険金支払事由が発生した日以前に到来 した払込期日(*1)に払い込むべき保険料について払 込みを怠った場合
-) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険金支払事由に対して保 険金を支払います。
- ① 保険金支払事由が発生した日が、保険証券記載の初回保 険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*1) までに払い込むことの確約を行った場合
- 当会社が②の確約を承認した場合
- (5) (4) の表の②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に 規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、 当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当 額の返還を請求することができます。 (*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条(保険料の払込方法-口座振替方式)

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*1) に保険料(*2) を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合 において、保険契約者は、払込期日(*1)の前日までに その払込期日(*1)に払い込むべき保険料相当額を指定 口座(*3)に預けておかなければなりません。

|指定口座(*3)が、提携金融機関(*4)に設定されて いること。

- 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされて いること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日 (*1)が(1)の表の①の提携金融機関(*4)の休業日 に該当し、指定口座(*3)からの保険料の払込みがその 休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日 (*1)に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料 の払込期日(*1)に初回保険料の払込みがないときは、 保険契約者は、その保険料を第 1 条(保険料の払込方法等) (2) ②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払 い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)(2)②に 規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合にお 下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、そ れに対応する下表の右欄の規定を適用します。
- ①初回保険料の払込みを|初回保険料の払込期日(*1)の 怠った理由が、提携金融 属する月の翌月の応当日をその 機関(*4)に対して口座初回保険料の払込期日(*1)と 振替請求が行われなかつみなしてこの特約の規定を適用 たことによるとき。 します。 ただし、口座振替請求が 行われなかった理由が保 険契約者の責に帰すべ き事由による場合を除き
- ②初回保険料の払込みを|第1条(保険料の払込方法等)(2) 怠ったことについて、②の「初回保険料の払込期日(*1) 保険契約者に故意また の属する月の翌月末 | を「初回保 は重大な過失がなかっ 険料の払込期日(*1)の属する たと当会社が認めたと月の翌々月末」に読み替えてこの 特約の規定を適用します。この場 き。 合において、当会社は保険契約 者に対して初回保険料の払込期日 (*1) の属する月の翌々月の払込 期日(*1)に請求する保険料を あわせて請求できるものとします。
- (*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
- (*2) 追加保険料を含みます。

ます。

(*3) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。 (*4) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取 扱いを提携している金融機関等をいいます。

第3条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規 定する期日までにその払込みを怠った場合において、次の ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、保 険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末

- ①その保険料の払込期日(*1)の翌日から、その保険料 を領収した時までの期間中に保険金支払事由の原因が発 生していた場合
- ②その保険料の払込期日(*1)の翌日から、その保険料 を領収した時までの期間中に保険金支払事由が発生して いた場合
- ③保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続され てきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契 約のいずれかの保険契約のその保険料の払込期日(*1)

の翌日から、その保険料を領収した時までの期間中で あった場合

下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「そ の保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌 月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の 属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用 します。この場合において、当会社は保険契約者に対して その保険料を払い込むべき払込期日(* 1)の属する月の 翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請 求できるものとします。ただし、保険期間が 1 年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき 保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合

② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降 の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に 故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(*1)保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 保険契約の解除の特則

第1条(保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- 初回保険料について、第2節第1条(保険料の払込方法 等)(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場 合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載が ない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、 初回保険料の払込みがないときとします。
- 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料に ついて、第2節第3条(第2回目以降の保険料不払の 場合の免責等)(1)に規定する期日までに、その払込期 日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1) までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みが なく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(* 2) に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3) の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変 更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4) が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 第4節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定 した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その 払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保 険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または第2節第3条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっ ても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。
- (2) (1) の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請 求することができます。 (*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

- (*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。 (*3) 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(1) の表の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料 の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払
- 込みがなかったときに限ります。 (*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第4節第1条(保 険料の返還、追加または変更)(1)の表もしくは同節 第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設 定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (*5) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日

以降に発生した保険金支払事由に対して、支払った保 険金に限ります。

第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)

(1) 普通保険約款第4章基本条項第6条(保険契約者による 保険契約の解除)に定める解除の通知が行われた場合にお いて、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、そ の保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができ ません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定 されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権 者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) 普通保険約款第4章基本条項第6条(保険契約者による 保険契約の解除)の規定による保険契約の解除後に当会社 が保険料を請求し、第1条(保険料不払による保険契約の 解除)(1) の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、 普通保険約款第4章基本条項第6条(保険契約者による保 院契約の解除) に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条(保険契約解除の効力)

普通保険約款第4章基本条項第9条(保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、第 1 条 (保険料不払による保険契約の解除)(1)または第 2 条 (保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

①第 1条(1)の表の① 保険期間の初日 の規定による解除の

②第1条(1)の表の② 第1条(1)の表の②に規定する保険 の規定による解除の料を払い込むべき払込期日または保 険期間の末日のいずれか早い日

③第1条(1)の表の③第1条(1)の表の③に規定する次回 の規定による解除の 払込期日(*1)または保険期間の末 日のいずれか早い日

④第1条(1)の表の④ 第4節第1条(保険料の返還、追加 の規定による解除のまたは変更)(3)の追加保険料の払込 みを怠った日

⑤第1条(1)の表の⑤ 第4節第1条(4)に規定する期日ま の規定による解除のたは保険期間の末日のいずれか早い

⑥第 1 条(1)の表の⑥ 第 1 条(1)の表の⑥に規定する期日 の規定による解除のの前月の払込期日(*2)

場合 ①第2条(2)の規定に|普通保険約款第4章基本条項第6条 よる解除の場合 (保険契約者による保険契約の解除) |の規定により解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。 (*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

(1) 当会社は、下表に該当する場合において、保険料を変更 する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り 扱います。

普通保険約款第4章基本条項第2条(告知義務)(3)の 表の③の規定に定める承認をする場合

(2) 当会社は、(1) のほか、保険契約の締結の後、保険契約 者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更 を承認する場合において、保険料を変更する必要があると きは、(3) に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3)(1) および(2) の場合においては、下表の規定により

取り扱います。

①保険料払保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の 込方法が保険料の差額に基づき当会社が算出した、未 一時払の経過期間に対する保険料を返還し、または追 場合(*1)加保険料を請求します。

②保 険 料 払 下表に規定する保険料を保険契約の条件の変 込方法が更後の保険料に変更します。ただし、契約内 一時 払以容変更日の属する保険年度においては、当会 外の場合社が認める場合は、①に規定する方法により

(*1)取り扱います。

7. 保険証券に初 当会社が通知を受けた日また 回保険料の払 は承認した日の属する月の翌 込期日の記載 月以降の保険料 がある場合

イ. 保険証券に初 当会社が通知を受けた日また 回保険料の払 は承認した日以降の保険料 込期日の記載 がない場合

(4) 保険契約者が(3) の追加保険料の払込みを怠った場合 (*2) は、次の①から②までの規定に従います。ただし、 追加保険料払込期日(*3)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込み を行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*3)の属する月の翌月末

①追加保険料が、(1)の表および(3)の規定により請求 したものである場合において、告知事項について、事実 を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以 降に保険金支払事由またはその原因が発生したときは、 当会社は、保険金を支払いません(*4)(*5)。ただし、 普通保険約款第4章基本条項第10条(保険料の返還 または請求一告知義務等の場合)(3)の規定が適用される場合は、その規定に従います。 ②追加保険料が、(2) および(3) の規定により請求したものである場合において、次のいずれかに該当するときは、保険知知を他のである場合において、

は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

7. 追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事 自の原因が発生していたとき 1. 追加保険料を領収した時までの期間中に保険金支払事

由が発生していたとき

ウ. 保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続さ れてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継 続契約のいずれかの保険契約において、その保険契約 の追加保険料を領収した時までの期間中であったとき

(5) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表 1 - 1 に規定する保険料を返還します。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款および特約における保険金支払に伴う 保険契約の終了に関する規定により、この保険契約が終了 する場合には、下表のとおり取り扱います。

①保険期間が1年を超付表1-2に規定する保険料を返還し える保険契約の場合ます。

②保険期間が1年以下|保険料は返還しません。 の保険契約の場合

(6) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除 した場合は、当会社は、付表 1 - 1 に規定する保険料を 返還します。

この保険契約に適用される普通保険約款および特約にお ける告知義務違反による解除に関する規定

この保険契約に適用される普通保険約款および特約にお ける重大事由による解除に関する規定

③ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)

④ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)

(7) この保険契約に適用される普通保険約款および特約に おける重大事由による解除に関する規定により、当会社が この保険契約のその被保険者に対する部分を解除した場合 は、当会社は、下表のとおり取り扱います。

付表 1 - 1 に規定する保険料を返還します。

(8) この保険契約に適用される普通保険約款および特約に おける保険契約者による保険契約の解除に関する規定によ り、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、 付表 2 に規定する保険料を返還し、または請求できます。

(9) (5) から (8) までの規定にかかわらず、この保険契約 に適用される普通保険約款および特約において、保険料の 精算に関する規定が適用される場合は、その規定に基づい

て保険料を精算します。

(*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第 1条(保険料の払込方法等)(1)に規定するすべての 回数の払込みが終了した場合で、第4節第1条(保険 料の返還、追加または変更)(3) の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3) の表の①に規 定する方法により取り扱います。

(*2) 当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をした にもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかっ

たときに限ります。

- (*3) 追加保険料払込期日とは、当会社が(1) の表もし くは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (*4) 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除) (1) の表の④の規定により解除できるときに限ります。 (*5) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

- 第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の場合の特則))下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日(*1)に追加保険料の払込みが ない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保 険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日まで に当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- 第2節第2条(保険料の払込方法-口座振替方式) ② 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)
- (2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第 1 条 (保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日(*3)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*3) の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込 期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。 ただし、保険期間が 1年の保険契約において、保険契約者 がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い 込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
- 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保 険料の払込みを怠った場合
- ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意およ び重大な過失がなかったと当会社が認めた場合
- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合にお いては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月の 応当日を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規 定を適用します。

①保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保

険料の払込みを怠った場合

- ②①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対 して口座振替請求が行われなかったことによる場合。た だし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者 の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 7. 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)
- イ.普通保険約款第4章基本条項第9条(保険契約解除の効力) の規定および第3節第3条(保険契約解除の効力)
- ウ. 第4節第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の 場合の特則)(1) および(2)
- I. 第4節第3条(保険料を変更する必要がある場合の事故 発生時等の取扱い)

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が 保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返 還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割 し、当会社の定める日に指定口座(*3)に振り込むこと によって行うことができるものとします。
- (5)(4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反

対の意思表示がされている場合は適用しません。

- (*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条(保険料 の返還、追加または変更)(1)の表もしくは第1条(2) の承認をする場合において、当会社が設定する追加保
- 険料の払込期日をいいます。 (*2) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取 扱いを提携している金融機関等をいいます。
- (*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、 会社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を

行う口座をいいます。 第3条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の 取扱い)

- (1) 当会社が第 1 条(保険料の返還、追加または変更)(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1) を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、 当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が 払い込まれたものとして、その保険金支払事由に対して保 険金を支払います。
- ① 保険金支払事由の発生の日が、追加保険料払込期日(*1) 以前であること。
- ② 保険金支払事由の発生の日の前日までに到来した払込期 日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込ま れていること。
- (2)(1)の場合において、保険金支払事由の発生の日が 初回保険料払込期日以前のときは、(1) に規定する「保 険金支払事由の発生の日の前日までに到来した払込期日 (*2) までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険 料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2 節第1条(保険料の払込方法等)(4)の表の②に規定す る確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、 追加保険料が払い込まれたものとしてその保険金支払事由 に対して保険金を支払います。
- (3) 当会社が第1条 (保険料の返還、追加または変更) (3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1) を設定した場合において、保険契約者が同条(4) に規定 する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、下表 の規定に従います。
- ① 追加保険料が、第 1 条 (1) の表および (3) の規定により請求したものである場合において、その払込期日の 翌日以後に保険金支払事由またはその原因が発生したと きは、当会社は、保険金を支払いません。ただし、普通 保険約款第4章基本条項第10条(保険料の返還または 請求-告知義務等の場合)(3)の規定が適用される場合 は、その規定に従います。
- 追加保険料が、第 1 条(2)および(3)の規定により 請求したものである場合において、次のいずれかに該当 したときは、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険 約款および特約に従い、保険金を支払います。

7. その払込期日の翌日から追加保険料を領収した時まで の期間中に保険金支払事由の原因が発生していたとき イ. その払込期日の翌日から追加保険料を領収した時ま

- での期間中に保険金支払事由が発生していたときり、保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続し た継続契約のいずれかの保険契約において、その保 険契約のその払込期日の翌日から追加保険料を領収 した時までの期間中であったとき
- (4) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の表の ②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1) から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初

の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(4) ただし書の規定が適用され、かつ、保険金支払事由が発生した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

① 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(2) に規定する通知が行われた日時

② 普通保険約款第4章基本条項第2条(告知義務)(3) の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時

③ 保険金支払事由の発生の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(1)の表もしくは同条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第4条(被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保 険料の返還)

保険契約者または被保険者が、この保険契約に適用される 普通保険約款および特約における被保険者による保険契約の 解除に関する規定により、この保険契約のその被保険者に対 する部分を解除した場合は、付表2に規定する保険料を返還 します。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款お よび特約において、保険料の精算に関する規定が適用される 場合は、その規定に基づいて保険料を精算します。

第5条 (精算保険料に関する特則)

この特約およびこの保険契約に適用される普通保険約款および特約における保険料の精算に関する規定により当会社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条(保険料の返還、追加または変更)(2)の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条(普通保険約款および他の特約との関係)

普通保険約款にこの特約が付帯される場合、この特約の下表の規定は適用しません。

- ① 第4節第1条 (保険料の返還、追加または変更) (5) から(8) まで
- ② 第4節第4条(被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還)

付表 1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込	 方法	返還保険料の額
1年	一時払、 以外	一時払	(1) 保険契約が失効した日また は解除された日の保険契約の 条件に基づく年間適用保険料
			から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)
			(2) 未払込保険料(*2) がある場合は、(1) の額からその
			未払込保険料(*2)を差し 引いた額
1 年未満	一時払、	一時払	保険期間が1年の場合の算出方
	以外		法に準じて算出した額

1年超	一時払	保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、経過年月数により算出した額(*1)
	一時払以外	保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額(*1)

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間 の初日における保険料に基づき算出するものとします。 (*2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表 1 - 2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料

1320 -	が大量の人当にいる人物の場合の過程が大小
払込方法	返還保険料の額
一時払	当保険年度(*1)の翌保険年度以降の保険料に
	ついて、保険契約が失効した日の保険契約の条
	件に基づき、当保険年度(*1)を経過した時点
	における経過年月数により算出した額(*2)
一時払以外	返還する保険料はありません。

(*1) 保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。 (*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間 の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表 2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

		よる肝体の場合の区域体例科
保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対してでの保険以付に適用さける「短期料率」を額(*2) (1) (2) (1) にかからず、契(*2) (1) にかからず、契(*2) にかからず、(*2) にかからず、(*2) に伴い、中途更新(*2) た領の保険契約の条件に基間しての保険契約の場所が解析では、中ででは、保険契約が解析がらいた日の保険契約の既経過期したのの、で、で、で、で、で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(2)(1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額

1 年未満	一時払 一時払以外	保険期間が 1 年の場合の算出方法に 準じて算出した額
1 年超	一時払	保険契約が解除された日の保険契約 の条件に基づき、経過年月数により 算出した額(*1)
	一時払以外	保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額(*1)

- (*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間 の初日における保険料に基づき算出するものとします。
- (*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当
- 会社と保険契約を締結することをいいます。 (*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

保険料支払手段に関する特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段(*1)により、この保険契約の保険料(*2)を払 い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に 限ります。

- (*1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」
- といいます。 (*2) 追加保険料 (*3) を含みます。以下この特約にお いて同様とします。
- (*3) 契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険 料をいいます。

第2条(保険料領収の時点)

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保 険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手 段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行 い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表 示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条(保険料の返還)

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約 の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するもの とします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に 反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の 特約の規定を準用します。

MEMO

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

●内容

①法律相談・②税務相談 : 提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわ

かりやすくお応えします。

また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答

します。*1

③社会保険に関する相談 : 公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやす

く電話でご説明します。*1

④暮らしの情報提供 : グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報

等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間

①③ 午前10時~午後6時

- ② 午後 2時~午後4時
- ④ 午前10時~午後4時

(いずれも土日祝・年末・年始を除く。)

●お問い合わせ

フリーダイヤル 0120 - 285 - 110

*1 弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

〈ご注意ください〉

- ・サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ・サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」 等を確認させていただきますのでご了承願います。
- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約 が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、保険の対象となる方および保険の補償を受けられる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ・サービスは、弊社がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
 - *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

面 0120-720-110

24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶ 間



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

國 0120-868-100

受付時間:平日・土日祝午前9時~午後6時 (年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp